

SHERL

LABORATORY

OFF GRID | TRAILER HOUSE

100%
クリーンエネルギー

インフラ不要で自由に移動できる居住空間

オフグリッドトレーラーハウス

防災施設、宿泊施設、診療室

ワーケーションにも最適!



今年も
環境省の補助金
始まっています!

最大 750 万円!!

平時の脱炭素化と災害時の安心を実現する
フェーズフリーの省 CO2 独立型施設支援事業

2022 年度は公募が 3 回!!

★令和3年度第三次補正予算で成立した環境省の補助金

当社のオフグリッドトレーラーハウスがきっかけとなり誕生した今までなかった補助金です。

↓環境省ホームページ「<https://www.env.go.jp/guide/budget/r03/r03-hos-gaiyo/005.pdf>」より↓

環境省 フェーズフリー

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための高機能換気設備導入・ZEB化支援事業のうち、 (3) 平時の脱炭素化と災害時の安心を実現するフェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

【令和3年度補正予算（案）7,500百万円の内数】



平時の省CO2化と緊急時のエネルギー自立化が図られ、災害時には一時避難生活等が可能な独立型施設を支援します。

1. 事業目的 平時の省CO2化と緊急時のエネルギー自立化が図られ、災害時には一時避難生活が可能となる独立型施設（コンテナハウス等）の確立・普及を目指す。

2. 事業内容

(3) 平時の脱炭素化と災害時の安心を実現するフェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

近年の激甚化する災害や感染症拡大など緊急時への対応の観点から、平時の省CO2化と緊急時のエネルギー自立化が可能となる再生可能エネルギー設備等を導入とあわせ、感染症等の発症時には応急施設・一時避難施設等として活用可能な独立型施設（コンテナハウス等）を支援し、地域の省CO2化・レジリエンス性能向上を目指す。

- 補助対象施設：一時避難場所、医療拠点、仮設宿泊施設等の緊急時は応急的な避難施設等として稼働し、平時は業務用施設等として活用するコンテナハウス、ムービングハウス等の独立型施設
- 補助要件：緊急時に応急施設・一時避難施設等として稼働する旨が地域防災計画または地方公共団体との協定等により位置付けられていること、再エネ設備・蓄電池・省エネ型の第一種換気設備を導入すること、一定の断熱性能を有すること等

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：2/3）
- 補助対象 民間事業者・団体/地方公共団体等
- 実施期間 令和3年度

お問合せ先：環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341

4. 事業イメージ



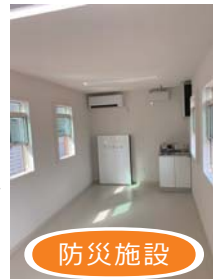
再生可能エネルギー設備や蓄電池等を導入した平時の省CO2化と感染症発症時の一時避難生活が可能な独立型施設の実現と普及拡大を目指す

当社のオフグリッドトレーラーハウスは 環境省の補助事業の公募要領に適合した *1 エネルギー自立型のトレーラーハウスです。

*1『平時の脱炭素化と災害時の安心を実現するフェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業』

電気もお湯も太陽の力だけでつくります

- 電気は約30時間分、お湯は100ℓ以上ためることができます
- 太陽光で発電できない場合に備えて系統電気の接続ポートも内蔵
- 蓄電&貯水・貯湯システムだから災害時に電気、水、お湯が使えます
- 車両だから建物の建てられない場所でも設置が可能です



用途に合わせて室内の仕上げ・仕様は変更できます（イメージ）

●補助金の申請条件等の抜粋

当社オフグリッドトレーラーハウスは以下設備要件をすべて満たしています。

(1) 基本的要件

- ア 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること。
- イ 申請内容に、事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること。
- ウ 本事業について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）を受けていないこと。
- エ 投資を目的とした事業ではないこと。

(2) 補助対象となる施設の要件

- ① 本補助金にて対象となる施設は、エネルギー自給化が可能となる再生可能エネルギー発電設備等が導入されており、平常時は、宿泊施設、シェアオフィス、一時保育施設等として利用し、災害時や感染症等対応などの非常時には、避難所、仮設宿泊施設、医療拠点等としての利用が可能となる「自立型可動式ハウス等」とします。
- ② 「自立型可動式ハウス等」は、シャーシ（車台）に乗せることで「車両として設置」、又は「建築物として設置」、いずれの場合も対象としますが、設置および移動時は建築基準法や道路運送車両法など関係する法令の遵守が必要です。
- ③ 本補助事業は、導入する施設について非常時に応急施設・避難所等として活用する旨が、自治体の地域防災計画または自治体との協定・覚書等により位置付けられていること、または、令和5年度までに位置付けられる見込みであることが必要です。この場合の自治体とは原則、平常時に設置する自治体としますが、それ以外の自治体でも可とする場合があります。
- ④ 応募にあたっては、「自立型可動式ハウス等」の適法性や、平常時に設置する自治体関係機関との事業実施についての協議結果が確認できる資料を提出していただきます。

当社はトレーラーハウス、固定式ハウスの両方を扱っています。

「自立型可動式ハウス等」要件の詳細

以下の要件についてはハウスごとに満たす必要があります。

サイズ（外のり寸法）	
《共通※》 ※車両と建築物に共通する事項	次のいずれかのサイズとすること。ただし①②の場合は審査時に加点する。 <ul style="list-style-type: none">① 移動時のハウス自体のサイズが JIS Z 1614^{※1} 国際貨物コンテナ外のり寸法及び最大総質量を満たすものとする。 （規定内の 1AAA、1AA、1CC を補助対象とする。）② ①のサイズを基準に室外機等のハウス外部に設置する設備の寸法と安全性を考慮した必要最小限のスペース分を含めて①のサイズでも可とする。③ 平常時・非常時の用途や設置場所等から考慮して寸法・形状に妥当性があり、環境省および財団が認めるもの。（ただし、ハウスの床面積[※]は 10㎡程度以上とする。）[※]外のり寸法の長さ（L）×幅（W）とする。
移動時の安全性（すみ金具・フォークポケット）	
《共通》	ハウスは移動時も安全性が十分考慮されている必要がある。ハウス移動時の積み下ろしの際、以下①②のうち少なくとも1つの方法で行える仕様とすること。2つとも満たした場合は審査時に加点する。 <ul style="list-style-type: none">① JIS Z 1616^{※2} によるすみ金具をコンテナの上部すみに付けることで、クレーン等で吊り上げる方法。ただし以下の場合、審査の結果 JIS Z1616 以外の独自仕様の上部すみ金具を用いることを認める場合がある。 <申請者が、建築士法で定める建築士と共に、コンテナの平常時及び非常時の重量等を考慮して、すみ金具が十分な強度・安全性を有していることを書面で示す場合。>

	② JIS Z 1618※3 の5 構造 h) に規定する位置を基本に、ハウスのサイズ・形状に応じた適切な位置にフォークポケットを付けることで、フォークリフト等で持ち上げる方法。
《車両》	・シャーシ（車台）との接続のために JIS Z 1616 によるすみ金具を下部すみに付けること。
荷重伝達面	
《共通》	・移動時・輸送時の安全性に十分留意の上、JIS Z 1618※3 の5 構造 j) に規定する位置を基本に荷重伝達面を、ハウスのサイズ・形状に応じた適切な位置に設置すること。
適法性等	
《車両》	<p>・道路運送車両法等の法令で定められた車両とし、適法に公道を移動できるものとなっていること。</p> <p>・移動時はシャーシ（車台）ごと牽引するか、コンテナとシャーシを切り離しコンテナ部分のみを貨物として運搬すること。</p> <p>・随時かつ任意に移動できるように常にシャーシ（車台）のうえに設置すること。ただしシャーシ部分は補助対象外。</p> <p>※「随時」とは概ね半日以内に移動可能、「任意」とは特殊な治具・工具は不要で移動が可能なこととする。</p> <p>＜随時かつ任意に移動できない例＞</p> <p>①車輪が取り外されているもの、又は車輪は取り付けられているがパンクしているなど走行するために十分な状態に車輪が保守されていないもの。</p> <p>②上部構造が車輪以外のものによって地盤上に支持されていて、その支持構造体が容易に取り外すことができないもの（支持構造体を取り外すためにはその一部について用具を使用しなければ取り外しができない場合等）。</p> <p>③設置場所から公道へ至る道路が確保されていないもの。</p> <p>④適法に公道を移動できないもの。</p>
《建築物》	<p>・建築基準法に規定する建築物となる場合は、建築確認申請を行い、本事業の完了実績報告時には「確認済証」（写）「検査済証」（写）を提出すること。ただし、法令により建築確認申請が不要とされる場合は、その旨を【様式1】別紙1 実施計画書＜設置及び許認可関係について＞に記載すること。</p> <p>・建物は1階建とし、水平方向（横連結）のみ連結可。（垂直方向の縦連結は不可）</p> <p>・移動するときは、貨物として取扱い、道路運送車両法など法令を遵守できるものであること。</p>
防災協定について	
《共通》	<p>確認先；平常時に設置する自治体</p> <p>申請時に、協議内容がわかる書類（議事録等）を提出すること。</p>
<p>自治体との交渉を含めて申請は当社が全面サポート！</p>	<p>・導入する当該施設の非常時の活用について、地域防災計画または自治体との協定等により位置付けることが可能な事業であるか、平常時に設置する自治体に確認を行い、申請時に協定等（案）または、協定等の締結見込時期について示せること。原則、補助事業完了時までには協定等を締結すること。</p> <p>・平常時に設置する自治体と協定を結ぶことを原則とするが、それが難しい場合は、その他の自治体との協定で可とする場合もある。</p>

設置及び許認可関係について		確認先；平常時に設置する自治体及び関係機関
《共通》	申請時に以下の①②について、確認内容がわかる書類（議事録等）を提出すること。	
	<p>① 設置について</p> <p>平常時の事業実施については、平常時に当該施設を設置する自治体と、設置場所（土地利用に関する規制等）や設置方法（建築確認申請の必要性等を含む）、事業内容（平常時の用途）などについて協議を行い、違法性や事業実施について問題がないことを確認すること。</p> <p>② その他許認可関係について</p> <p>平常時の事業実施に必要な許認可（旅館業営業許可、車検等）について自治体及び関係機関に確認を行い、申請時に取得見込み時期を示せること。</p>	
その他		
《共通》	<ul style="list-style-type: none"> ・本公募要領表1（p.9～11）に示す要件を満たす設備を導入していること。 ・設置場所から公道へ至る道路が確保されていること。 ・設置に当たってライフラインと接続する場合は、移動が必要となった際、すみやかに着脱可能であること。 	
耐用年数について		
《共通》	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業では「7年」としています。この間は、処分制限期間（交付規程第8条第十四号）となりますので、事業完了後に補助金の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保供与しようとするときは、あらかじめ財団の承認を受けなければなりません。承認を得ずに処分を行った場合は、補助金の返還を命じることがあります。 	

設置も申請も
当社が全面サポート！

JIS Z 1614^{※1} JIS 規格「国際貨物コンテナ-外のり寸法及び最大総質量」

本事業では1AAA、1AA、1CCを補助対象とします。

1AAA 12,192 (L) × 2,438 (W) × 2,896 (H)

1AA 12,192 (L) × 2,438 (W) × 2,591 (H)

1CC 6,058 (L) × 2,438 (W) × 2,591 (H)

1C 6,058 (L) × 2,438 (W) × 2,438 (H)

(最大総質量)

40フィート 30.48t

20フィート 30.48t

JIS Z 1616^{※2} JIS 規格「国際貨物コンテナ-すみ金具」

JIS Z 1618^{※3} JIS 規格「国際一般貨物コンテナ」

オフグリッドトレーラーハウスは
必要な規格・安全性のすべてを備えています

(3) 施設の用途

平常時の使用用途については、非常時に応急施設や避難所として即座に利用が可能となるよう、そのまま使用が可能、もしくは内装の変更が容易なものに限ります。

複数のハウスを連結して使用する場合は、その旨を実施計画書等に明記してください。

下記は用途の一例でこれに限定するものではありません。

<平常時>

- ・ 宿泊施設
- ・ 集会施設
- ・ 研修施設
- ・ コミュニティ施設
- ・ シェアオフィス
- ・ 移動店舗
- ・ 移動図書館 等

<非常時>

- ・ 応急仮設住宅
- ・ 避難所
- ・ 仮設学生寮
- ・ 簡易医療施設
- ・ 医療従事者の休憩所
- ・ ボランティア活動拠点 等

※住居に使用する場合など、非常時に即座な対応が難しいと想定される用途は対象外。

- (ア) 断熱材（外皮性能条件あり）
- (イ) 太陽光発電設備
- (ウ) 省エネ型換気設備（第一種、第二種または第三種）※1
- (エ) 蓄電システム
- (オ) 空調設備
- (カ) LED照明※2

**オフグリッドトレーラーハウスは
すべて完備!!**

※1 熱交換型、ブラシレス DC モーター型、インバータ制御内蔵型のいずれかを導入すること。ただし、第一種換気設備以外は補助対象外とする。

省エネ型換気設備 (第一種、第二種、 第三種)	熱交換型	全熱交換型	○	第一種換気設備の み補助対象
		顕熱交換型	○	
	非熱交換型	ブラシレス DC モーター型	○	
		インバータ制御内蔵型	○	
		その他の非熱交換型	×	本事業での省エネ 型換気設備に該当 せず

○：設置することで、申請していただけます。
×：申請できません。

※2 LED照明は補助対象外とする。

(5) 補助対象経費

事業を行うために必要な経費であって本公募要領 別表第 1（p.24～26）に掲げる経費並びに
その他必要な経費で財団が承認した経費となります。

〈補助対象外経費の例〉

- ・シャーシ（車台）
- ・シャーシ（車台）に係る車検経費
- ・基礎工事
- ・照明設備（LED も補助対象外）
- ・階段、デッキ、外構工事、キッチンシンク、バスルーム、トイレ
- ・コンセント工事（材料費及び労務費）
補助対象設備の稼働のみに供用する専用コンセント（200Vコンセント等）は補助対象とすることができます。（ただし補助対象内外の区分が不明確な場合は補助対象外）
- ・内・外壁、床、屋根など構造耐力上主要な部分以外の内装工事
- ・土地の取得及び貸借料
- ・水道や電気等の引込工事に係る経費・既存設備の撤去・移設・廃棄費
- ・予備品
- ・官公庁等への各種申請、届出等に係る経費（建築確認申請等）
- ・本補助金への応募申請、交付申請、完了実績報告、及び精算払請求の手続きに係る経費
- ・補助事業にて導入した設備であることを明示するプレートの製作・貼付け等の経費

(6) 補助金の交付額

① 補助率

補助対象経費の 2/3

※1, 000円未満の端数は切り捨てとします。

コンテナの大きさによって
交付金額の上限が異なります

② 交付額の上限

JIS Z 1614	1AAA	750万円/ハウス
	1AA	
	1CC	
その他のサイズ	床面積※が 1AA、1AAA (29.63 m ²) 以上	750万円/ハウス
	上記以外 (10 m ² 程度以上)	500万円/ハウス

※外のり寸法の長さ(L) × 幅(W) とする。

③ 連結した場合の交付額の上限（建築物）

連結するハウスの組み合わせにより、上記②の金額を積算します。

（例；1AA×3連結＝750×3＝2,250万円）

ただし、導入する設備がハウスの運用・用途を考慮し合理性が認められない場合（過少設備と判断される場合）は、減額になる場合があります。

※減額する金額は申請内容ごとの判断となります。採択後、交付申請書類を精査した結果、上限額が減額になることがありますので、ご理解の上ご応募ください。

④ 1事業者あたりの交付額の上限

1回の公募につき7,500万円とします。

※事業実施場所が異なる場合は複数回申請することが可能です。ただし、2回目以降は新規申請者を優先的に採択します。

(7) 補助事業期間

補助事業期間は、交付決定日～令和5年2月28日までとし、この期間内に完了できる事業とします。

(8) 応募者の要件

補助金の応募を申請できる者は、次に掲げる者としてします。

→ 個人以外は申請 OK

ア 民間企業

イ 個人事業主

ウ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

エ 地方独立行政法人法（平成15年法律第108号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

オ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人

カ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

キ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

ク 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

ケ 地方公共団体

コ その他環境大臣の承認を得て財団が認める者

(9) 共同実施

次に掲げる体制にて補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者が上記(8)記載の法人・団体に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうち1者を本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる代表の事業者（以下「代表事業者」という。）とし、他の事業者を共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。

(a) ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者を代表事業者とし、設備等を使用する上記(8)記載の法人・団体と共同申請とします。

この場合は、リース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。

(b) (a)以外の共同実施において、補助事業者該当者が複数で事業を実施する場合には、代表事業者は、本事業の交付申請書類の申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり財団が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

